

市・県民税は、前年所得をもとに算出します。市・県民税を毎月の給与から差し引き、勤務先を通じて納める方法(特別徴収)で支払っている人が、納期(6月～翌年5月)の途中で退職した場合、残りの市・



## 市税豆知識

### 【市・県民税】

#### 会社などを退職したときは

##### <6月～12月の退職>

あらためて本人に送付された納税通知書で納付する方法(普通徴収)と、退職の際に一括納付する方法(退職する勤務先へ依頼してください)があります。

##### <1月以降の退職>

退職時に残りの税額を一括納付していただきますが、やむを得ず一括納付できなかった場合は、本人あてに納税通知書を送付します。

なお、すぐに新しい会社に就職し、引き続き特別徴収を希望される場合は、退職する会社の給与担当者へ申し出て手続きを行ってください。

■問い合わせ先 市民税課 ☎(0857)20-3415

階総合案内所 ▽市役所本庁舎  
4階総務課 ▽市役所駅南庁舎  
1階総合窓口 ▽各総合支所地域振興課  
問い合わせ先 総務課 ☎(0857)20-3102

**工業統計調査**  
12月31日現在で、製造業を営む事業所を対象に、工業統計調査を実施します。12月中旬から調査員が伺いますので、ご協力をお願いします。  
問い合わせ先 総務課 ☎(0857)20-3156

**17年版県民手帳の販売**  
鳥取県民手帳は、薄くて使いやすい日記式で、カバーの色は黒と赤の2種です。各種統計資料や日常生活に役立つ資料編も別冊で付いています。  
価格 500円/冊  
申し込み先 ▽市役所本庁舎1階総合案内所 ▽市役所本庁舎4階総務課 ▽市役所駅南庁舎1階総合窓口 ▽各総合支所地域振興課  
問い合わせ先 鳥取市統計協会 ☎(0857)20-3156

**乾電池・蛍光管の収集(12月1週)**  
12月は、旧鳥取市の使用済み電池と蛍光管の収集日です。  
電池、蛍光管ごとに、それぞれ別の透明または半透明な袋などに入れて壊れないように、12月1日(水)～7日(火)の小型破砕ごみの収集日に、ごみステーションに出してください。  
※旧町村区域については、合併前と変わりません。詳しくは、各総合支所市民生活課まで。  
問い合わせ先 生活環境課 ☎(0857)20-3217

**カラオケ騒音の防止**  
スナックやバーなどの飲食店でのカラオケの音声が深夜にまでおよぶため、近隣住民からの苦情が多く寄せられています。次の点に注意してください。  
■音響機器などの騒音が屋外にもれないように防音装備を設置しましょう。  
■騒音を発生させる機器の取り付け位置や向きに気を配りましょう。  
問い合わせ先 生活環境課 ☎(0857)20-3216

## 高額な医療費を支払ったとき

同じ月内に同じ医療機関に支払った自己負担額が、定められた限度額を越えると、高額療養費として越えた額があとで払い戻されます。



### 高額療養費の自己負担限度額

70歳未満の人	上位所得者	139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	(77,700円)	
	一般	72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算	(40,200円)	
	住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)		
70歳以上の人		外来(個人ごと)	自己負担限度額 外来 + 入院(世帯ごと)	
	一定以上所得者	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 (40,200円)	
	一般	12,000円	40,200円	
	住民税非課税世帯	低所得者Ⅰ	8,000円	24,600円
		低所得者Ⅱ		15,000円

※1 上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が670万円を超える世帯にあたります。

※2 ( )は過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合(70歳以上の外来にかかる個人ごとの限度額による支給は除く)の4回目以降の限度額です。

●低所得者Ⅰ、Ⅱの人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となります。

保険証、領収書、印鑑、世帯主の銀行口座番号がわかるものを持参のうえ、駅南庁舎1階保険年金課⑰番窓口または、各総合支所福祉保健課で申請してください。

■問い合わせ先 保険年金課 ☎(0857)20-3482